

千葉県医師修学資金貸付制度 各コースの概要

区分	長期支援コース (地域枠)	長期支援コース (一般枠)	ふるさと医師 支援コース
貸付対象	- 千葉大学 - 順天堂大学 - 日本医科大学 - 帝京大学 - 東邦大学	- 千葉大学 - 順天堂大学 - 日本医科大学 - 帝京大学 - 東邦大学 - 国際医療福祉大学 - 東京慈恵会医科大学	千葉県出身者(※)で、県外の大学医学部に入学した者
貸付金額	国公立大：月額15万円 私立大：月額20万円		月額15万円 (国公立大・私立大共通)
加算枠 (小児科 コース)	【要件】 次の全ての要件を満たす必要があります。 ・臨床研修修了後、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務すること。 ・次の①、②いずれかに示す医療機関で勤務すること。 ①医師数の少ない医療圏（山武長生夷隅、君津医療圏）又は小児科医が相対的に不足している医療圏（東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津医療圏）に所在する医療機関で、2年以上勤務。 ②新生児科医として勤務する場合、周産期母子医療センターのみの勤務でも可。 【貸付枠】 各年度の予算による 【加算額】 5万円/月		
加算枠 (産婦人科 コース)	【要件】 次の全ての要件を満たす必要があります。 ・臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も産科医（分娩取扱医師）として勤務すること。 ・次の①、②いずれかに示す医療機関で勤務すること。 ①医師数の少ない医療圏（山武長生夷隅、君津医療圏）又は分娩取扱医師が相対的に不足している医療圏（東葛北部、香取海匝医療圏）に所在する医療機関で、2年以上勤務。 ②新生児科医として勤務する場合、周産期母子医療センターのみの勤務でも可。 【貸付枠】 各年度の予算による 【加算額】 5万円/月		
貸付期間	正規の修学期間を経過するまでの期間		
診療科	指定なし（貸付加算を受けている場合を除く）		
返還免除	医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める病院等に勤務したとき。（大学院博士課程への進学、海外留学などが可能。） 正当な理由があると知事が認める場合、加算による配慮あり。 ※返還の猶予期間：医師免許取得後4年間 ※修学資金貸付制度利用者の就業義務年限、就業先となる医療機関群、医療機関群ごとの就業期間、取得可能な専門医等の資格、義務履行の猶予期間（配慮事情）を記載した就業に係るプログラムを「キャリア形成プログラム」と言います。知事が定める病院等（特定病院等）の情報と併せて、プログラムの内容を御確認ください。		
返還	返還免除要件を満たさない場合、貸与額に10%の利息を付した金額の返還		
キャリア アップ支援	各大学での支援のほか、キャリアコーディネータが、医師としてのキャリア形成を支援するとともに、専門医の取得などが図れるよう配慮。 また、県内各地域の医療機関で活躍している先輩医師の中から、千葉県医師修学資金貸付制度利用者のキャリア形成支援に関する相談などに協力いただける方を、キャリアサポーターとして任命。		
その他	在学中は、「キャリア形成卒前支援プラン」の対象となり、県等が実施する地域医療に関する講義やセミナー、イベント等の卒前支援プロジェクトに参加する必要があります。 ※令和5年度以降に大学の医学部に入学した方が対象となります。 ※全てのイベント等に参加しなければならないわけではありません。オンライン等により、遠方からでも参加しやすい企画を実施予定です。		

(※) 千葉県出身者とは

千葉県内に住所を有する者や千葉県内に所在する高等学校等を卒業した者など、条件があります。詳細は、募集要項をご覧ください。